

キャッシュカード規定

1. カードの利用

普通預金(総合口座の普通預金を含みます。以下同様とします。)について発行したキャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、当該口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当社および当社が現金自動預入支払機(以下「ATM」といいます。)の相互利用による現金払出業務を提携した金融機関(以下「払出提携先」といいます。)のATMを利用して普通預金を払い戻すとき、および総合口座取引の当座貸越を利用して普通預金を払い戻す(以下、普通預金を払い戻すこと、当座貸越を利用して普通預金を払い戻すことを単に「預金の払戻し」といいます。)とき。
- (2) 当社および当社がATMの相互利用による現金預入業務を提携した金融機関(以下「預入提携先」といいます。)のATMを利用して普通預金に預け入れるとき、また総合口座取引の普通預金について発行したカードについては、当社のATMを利用して総合口座取引の定期預金に預け入れる(以下、普通預金に預け入れること、総合口座取引の定期預金に預け入れることを単に「預金の預入れ」といいます。)とき。
- (3) 当社のATMを利用して預金の払戻しを行い、同時に代わり金をほかの預金に通帳を使用して預け入れる(以下この取扱いを「振替入金」といいます。)とき、および総合口座定期預金の自動解約予約をするとき。(定期預金の解約については、一部、お取扱いできないときもあります。)
- (4) 当社のATMを使用して、普通預金から払い戻して振込を行うとき。(以下「振込」といいます。)
- (5) その他当社が定める取引。

2. ATMによる預金の預入れ

- (1) ATMを使用して預金を預け入れる場合は、ATMにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入してください。入金方法としてつぎのがあります。
 - ①カードのみによる入金
 - ②通帳のみによる入金
 - ③カードと通帳を使用しての入金
- (2) ATMによる預入れは、ATMの種類により当社(預入提携先のATM使用の場合は、その預入提携先)が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当社(または預入提携先)が定めた枚数による金額の範囲内とします。

3. ATMによる預金の払戻し・振込

- (1) ATMを使用して預金を払い戻す場合または振込を行う場合は、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号と金額等をボタンにより操作してください。このとき、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる払戻しは、当社(提携先のATM使用の場合は、その提携先)が定めた金額の範囲内とします。またATMによる1回あたりの振込についても当社が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当社所定の金額の範囲内とします。ただし、当社が指定した機種のATMを預金者が自ら操作して、つぎの利用項目を変更することができます。
 - ・1日あたりの払戻し限度枠の減枠
 - ・1日あたりの振込・振替限度枠の減枠
 - ・1か月あたりのご利用限度枠の減枠

なお、都合により増枠・停止等の解除を希望される場合は、取引店窓口またはインターネットバンキングでの手続となります。

- (3) 当社および提携先のATMによる払戻し、または振込を行う場合に、払戻金または振込金と4. の手数料金額との合計額が、払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは、払い戻すことができません。
- (4) ATMの案内手順に従って操作し、振込先の確認ボタンを押された後は、ATMでのこの振込の取消しはできません。取消しを必要とする場合は、窓口営業時間内に振込を行ったATM設置店の窓口に出してください。このときは、組戻し手続による手続とし、組戻し不能のときに生じた損害については、当社は責任を負いません。

4. 自動機利用手数料等

- (1) 当社のATMを使用して当社の定める時間外に預金を払い戻す場合は、当社の定めるATM利用

手数料を支払ってください。提携先のATMを使用して預金を払い戻す場合には、提携先の所定のATM利用手数料を支払っていただきます。ATM使用の手数は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的に引き落とします。なお、提携先の手数料については、当社から提携先に支払います。

- (2) ATMを使用して振込を行うときには、当社または提携先所定の振込手数料を支払ってください。この手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的に引き落とします。

5. 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込

- (1) 代理人による預金の預入れ、払戻しおよび振込を行う場合は、本人から代理人の氏名、暗証番号を届け出てください。当社が認めた場合に限り、当社は、代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は預金者本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

6. ATM故障時等の取扱い

- (1) 停電・故障等によりATMによる預入れができない場合は、当社本支店窓口の営業時間内においてカードによる預金の預入れができます。
- (2) 停電・故障等によりATMによる払出しができない場合は、窓口営業時間内において、当社がATM故障時等取扱いとして定めた金額を限度として、当社本支店の窓口でカードにより預金の払戻しおよび振込を行うことができます。なお、提携先の窓口および提携先カードでは、この取扱いはいたしません。また、営業店以外に設置しているATMが停電・障害等により払出しができない場合であっても、当社はその責任を負いません。
- (3) 上記(2)による払戻しを受ける場合または振込を行う場合には、当社所定の払戻請求書にお名前、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。口座から出金する際に当社の窓口を設置してある暗証番号入力機から届出の暗証番号を入力していただきます。なお、振込の場合には、ほかに当社所定の振込依頼書に必要事項を記入し提出してください。

7. 一体型カードによる預金の預入れ・払戻しおよび振込等

- (1) Visaカード等(以下「クレジットカード」といいます。)と一体型のカードは、通常のカードと同様に預金の預入れ・払戻し・振込等ができます。また、カード使用とクレジットカードの使用は、区分を間違いないよう注意してください。使用相違による損害については、当社は責任を負いません。
- (2) クレジットカードの使用については、クレジットカード規定に定める規定によります。

8. Jデビットサービス機能

当社発行のカードは、すべてJデビット機能が付加されております。また、Jデビットカードの機能が不要ない場合は、窓口で機能を停止することができます。

9. カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入

- (1) カードにより預け入れた金額、払戻し金額および4. による手数料金額の通帳記入は、通帳を当社のATMおよび通帳記入機で使用された場合または当社本支店の窓口で提出された場合に行います。
- (2) カードによるご利用その他通帳への未記入が当社の定める件数を超えた場合は、入金、出金を合計して表示し、別途、取引明細を郵送します。

10. カード・暗証番号の管理等

- (1) 当社は、ATMの操作の際に使用されたカードが、当社が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当社所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当社の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号および他人に推測されやすい番号等の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場

合には、すみやかに本人から当社に通知してください。この通知を受けた場合は、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

11. 偽造カード等による払戻し等

- (1) 偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払出しについて当社が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当社が証明した場合を除き、その効力は生じません。この場合、本人は、当社所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察署への通知状況等について当社の調査に協力してください。
- (2) 前項の規定は、個人のお客さまを対象とします。
- (3) 上記(1)前段の除外事由に該当し、払戻しの効力が生じる場合および法人等のお客さまの場合には、別途、当社制定の「偽変造カード等の不正使用による預金補償規定」によります。

12. 盗難カードによる払戻し等

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当社に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること。
 - ② 当社の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
 - ③ 当社に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意によるときを除き、当社は、当社へ通知が行われた日の30日(ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明したときは、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当社が証明したときには、当社は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんします。
- (3) 前二項の規定は、第1項にかかる当社への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでない場合は、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われたときには、適用されません。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当するとき
 - A. 本人に重大な過失があることを当社が証明したとき
 - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた払戻し
 - C. 本人が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったとき
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあったとき
- (5) 上記(1)および(2)の規定は、個人のお客さまのみに適用とし、個人以外のお客さまの場合は、別途、当社制定の「偽変造カード等の不正使用による預金補償規定」によります。
- (6) 前5項の規定により、補てんの対象とならない場合であっても、別途、当社制定の「偽変造カード等の不正使用による預金補償規定」により補償されることがあります。

13. カードの紛失、届出事項の変更等

- (1) 届出の住所・電話番号等を変更された場合には、直ちに当社所定の方法により変更の手続きを行ってください。
- (2) 届出の氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに当社へお申出ください。変更の手続きが必要です。
- (3) カードを紛失、盗難された場合には、直ちに当社へお申出ください。紛失、盗難のお届けおよびカ

ード再発行には当社所定の手続が必要です。

(4) カードの再発行にあたっては、当社の定める手数料をいただきます。

14. ATMへの誤入力等

ATMの利用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当社は責任を負いません。なお、預入提携先・払出提携先・振込提携先のATMで預金の預入れ、払戻しまたは振込を行った場合の預入提携先・払出提携先・振込提携先の責任についても同様とします。

15. 解約、カードの利用停止等

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを返却してください。なお、当社普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断わりすることがあります。このとき、当社からの請求があり次第、直ちにカードを当社に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。このとき、当社の窓口において当社所定の本人確認書類の提示を受け、当社が停止すべき事由がなくなったと判断したときに停止を解除します。
 - ① 第16条に定める規定に違反したとき
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当社が別途表示する一定の期間が経過したとき
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断したとき

16. 譲渡、質入れ等の禁止

カードは、譲渡、質入れまたは貸与することができません。

17. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当社の普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、定期預金規定、積立定期預金規定、カードローン規定、当座貸越規定、クレジットカード規定により取り扱います。なお、振込提携先のATMを利用した場合には、当社振込規定に代えて振込提携先の振込規定により取り扱います。

18. 規定の変更

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できます。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

19. 準拠法

本規定に係る準拠法は日本法とします。本規定に係る訴訟その他法的手続については、当社本店または当支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上
(2020 年 10 月 1 日現在)